

佐世保市監査委員公表第24号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

会計管理室 分

令和7年7月18日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



07会第12号

令和7年7月14日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様
佐世保市監査委員 井上 友子 様

佐世保市長 宮島 大典



監査結果に対する措置について（通知）

令和7年6月20日付、佐世保市監査委員報告第9号で提出された監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局	
令和7年7月15日	
第	号

措置通知書

会計管理室

報告を受けた事項	措置状況
1. 支出事務 ① 出張命令伺において、理事（部長職）の出張については佐世保市事務処理規程第6条で「…市長決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、副市長の決裁を受けていないものがあつた。 2. 財産管理事務 ① 公印において、佐世保市公印規則第11条第1項で「監守者は、公印の新調、改刻又は廃止（以下「公印の異動」という。）をしようとするときは、あらかじめ公印新調（改刻・廃止）協議書（様式4）により総務課長に協議しなければならない。」、同条第2項で「監守者は、公印の異動があつたときは、公印新調（改刻・廃止）届書（様式5）により速やかに総務課長に通知しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、会計管理者印を廃止、新調した際に手続きを行っていなかった。	規程の認識はあつたものの、市内出張（外勤）の際に公用車の予約が取れないことが判明し、急ぎ公共交通機関での移動を決定したこともあり、理事の出張命令について副市長までの決裁を失念してしまったものです。 今後は、同じ誤りを繰り返さないよう、令和7年6月13日の朝礼において、会計管理室長より、起案者及び管理職は専決区分の確認を徹底するよう指示を行いました。 また、旅費伝票の起票時に出張命令伺の決裁者を再確認するよう併せて周知徹底しました。 規則の認識不足により、公印の新調をしようとした令和6年1月の「公印新調協議書」、令和6年6月の「公印廃止届書」・「公印新調届書」の総務課への提出を失念していたものです。 今回の指摘を受け、令和7年4月15日付けで上記3種の届出を総務課に提出するとともに、同日、旧会計管理者印の総務課への所管換えと返却を完了いたしました。 また、令和7年4月16日付けで内部統制刷新担当会議事務局長に対し事故等発生報告書を提出いたしました。 今後は、監守者である会計管理室長の事務引継書に会計管理者印の取扱いに関する事項を設け、引継ぎ時に現物・公印台帳（副本）・規則等の確認を行うことといたします。 また、公印台帳（副本）ファイル内に規則及び様式を印刷にて綴じ込み、第11条（新調・改刻・廃止）、第13条（廃止した印章等の廃棄処分）欄をわかりやすく表示のうえ公印新調の際などに、迅速かつ適正に手続きを行うよう体制を整えました。 なお、公印規則をはじめ関係規則等の名称を一覧化し、会計管理室内で共有を図ることとしました。